

成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて

見直しに至る経緯

○ 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第11条において、成年後見制度の利用の促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。

○ また、成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)において、現在、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度(いわゆる欠格条項)が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。

○ これらを踏まえ、政府としては、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等(欠格条項)を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定(個別審査規定)へと適正化するとともに、所要の手續規定を整備することとし(180法律程度)、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案」(平成30年3月13日閣議決定)を第196回国会に提出したところである。

参考:成年後見制度…精神上の障害により判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な方々について、成年後見人、保佐人等がその判断能力を補うことによって、その方々の財産等の権利を擁護するために導入された制度。

安全衛生関連では、成年被後見人又は被保佐人は、以下の事項が制限されている。

- ・労働安全(衛生)コンサルタントの登録を受けること
- ・作業環境測定士となること

具体的な改正内容

○労働安全(衛生)コンサルタント関係 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)

(登録)

第八十四条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。

二 成年被後見人又は被保佐人

二～四 (略)



(登録)

第八十四条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。

二 心身の故障により労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントの業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

二～四 (略)

※厚生労働省令には、「精神の機能の障害によりコンサルタントの業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」と規定する予定。

○作業環境測定士関係 作業環境測定法(昭和50年法律第28号)

(欠格条項)

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、作業環境測定士となることができない。

二 成年被後見人又は被保佐人

二・三 (略)



(欠格条項)

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、作業環境測定士となることができない。

二 心身の故障により作業環境測定士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

二・三 (略)

※厚生労働省令には、「精神の機能の障害により作業環境測定士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」と規定する予定。

施行期日: 公布の日から3月

改正案	現行
<p>(登録)</p> <p>第八十四条 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。</p> <p>一 心身の故障により労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントの業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>二 (略)</p> <p>三 この法律及びこれに基づく命令以外の法令の規定に違反して、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>四 (略)</p>	<p>(登録)</p> <p>第八十四条 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 (略)</p> <p>三 この法律及びこれに基づく命令以外の法令の規定に違反して、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>四 (略)</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（欠格条項）</p> <p>第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、作業環境測定士となることができない。</p> <p>一 心身の故障により作業環境測定士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>二・三 （略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（欠格条項）</p> <p>第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、作業環境測定士となることができない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二・三 （略）</p>

参照条文

○ 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）

（業務）

第八十一条 労働安全コンサルタントは、労働安全コンサルタントの名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、労働者の安全の水準の向上を図るため、事業場の安全についての診断及びこれに基づく指導を行なうことを業とする。

2 労働衛生コンサルタントは、労働衛生コンサルタントの名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、労働者の衛生の水準の向上を図るため、事業場の衛生についての診断及びこれに基づく指導を行なうことを業とする。

（労働安全コンサルタント試験）

第八十二条 労働安全コンサルタント試験は、厚生労働大臣が行なう。

2～4 （略）

（労働衛生コンサルタント試験）

第八十三条 労働衛生コンサルタント試験は、厚生労働大臣が行なう。

2 （略）

（登録）

第八十四条 労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験に合格した者は、厚生労働省に備える労働安全コンサルタント名簿又は労働衛生コンサルタント名簿に、氏名、事務所の所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けて、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントとなることができる。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 この法律又はこれに基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

三 この法律及びこれに基づく命令以外の法令の規定に違反して、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 次条第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

（登録の取消し）

第八十五条 厚生労働大臣は、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタント（以下「コンサルタント」という。）が前条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 厚生労働大臣は、コンサルタントが第八十六条の規定に違反したときは、その登録を取り消すことができる。

○ 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）（抄）

（作業環境測定士の資格）

第五条 作業環境測定士試験（以下「試験」という。）に合格し、かつ、厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習（以下「講習」という。）を修了した者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者で、厚生労働省令で定めるものは、作業環境測定士となる資格を有する。

（欠格条項）

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、作業環境測定士となることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 第十二条第二項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

三 この法律又は労働安全衛生法（これらに基づく命令を含む。）の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

（登録）

第七条 作業環境測定士となる資格を有する者が作業環境測定士となるには、厚生労働省令で定めるところにより、作業環境測定士名簿に、次の事項について登録を受けなければならない。

一 登録年月日及び登録番号

二 氏名及び生年月日

三 作業環境測定士の種別

四 その他厚生労働省令で定める事項

（登録の手続）

第九条 第七条の登録を受けようとする者は、同条第二号から第四号までに掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 （略）

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により申請書の提出があつた場合において、登録を受けようとする者が作業環境測定士となることができる者であると認めるときは、遅滞なく、第七条の登録を行い、登録を受けようとする者が作業環境測定士となることができない者であると認めるときは、登録を拒否しなければならない。

4 （略）

（登録の取消し等）

第十二条 厚生労働大臣は、作業環境測定士が第六条第一号若しくは第三号に該当するに至つたとき、又は第十七条の規定により試験の合格の決定を取り消されたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 厚生労働大臣は、作業環境測定士が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて指定作業場についての作業環境測定の業務の停止若しくはその名称の使用の停止を命ずることができる。

一 登録に関し不正の行為があつたとき。

二 第四条第一項、前条又は第四十四条第四項の規定に違反したとき。

三 作業環境測定の実施に関し、虚偽の測定結果を表示したとき。

四 第四十八条第一項の条件に違反したとき。

五 前各号に掲げるもののほか、作業環境測定の業務（当該作業環境測定士が作業環境測定機関の行う作業環境測定の業務に従事する場合における当該業務を含む。）に関し不正の行為があつたとき。

（試験）

第十四条 試験は、厚生労働大臣が行う。

2・3 （略）